

釧路市火葬場火葬炉残骨灰処理等業務委託仕様書

1 業務名

釧路市火葬場火葬炉残骨灰処理等業務委託

2 業務の目的

釧路市における遺体等を火葬する際に発生する骨粉や焼却灰等（以下「残骨灰」という。）の処理等の業務を環境等に配慮した専門業者に委託する。なお、本契約は残骨灰処理及び有価物処理を一体とする総価契約とする。

3 業務委託期間

契約の日から2027（令和9年）2月28日まで

4 対象施設

昇雲台斎場 （住所：北海道釧路郡釧路町鳥通東8丁目12）

5 業務内容

（1） 業務の内容は、以下のとおりとする。

- ① 残骨灰の搬出業務
- ② 残骨灰の処理業務
- ③ 有価物（金、銀、プラチナ、パラジウム）の処理業務
- ④ 供養に関する業務
- ⑤ 報告に関する業務
- ⑥ その他業務遂行に必要な業務

（2） 残骨灰の搬出業務及び処理業務については、関係法令を遵守し、環境汚染や衛生被害が発生することのないよう、環境衛生及び安全に特段の注意を払いながら適正に業務を遂行すること。

（3） 供養に関する業務については、「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）」の趣旨を正しく理解するとともに、法の精神に沿い、また、住民の宗教的な感情に適合し、その保護と平穏を保障することを基本として、死者の尊厳に十分配慮し、遺骨と同様に人道的、道義的な立場に立って適正かつ丁寧に取り扱うとともに、丁寧に供養し、最終的な埋葬を行うこと。

6 業務の詳細

（1） 残骨灰の搬出業務

- ① 残骨灰には、ロストル・装着品・副葬品等由来の有害物質が含まれることから、特別管理産業廃棄物に準じて取り扱うものとする。
- ② 残骨灰の搬出日時については、釧路市と協議のうえ決定するものとする。また、搬出作業

は釧路市担当者の立会のもと、施設運営に支障が生じないよう十分配慮のうえ行うこととする。

③搬出の際には、受託者において搬出する残骨灰の計量を行い、釧路市担当者の確認を受けるものとする。

④搬出作業完了後は清掃及び施設の整理を行い、施設の環境美化に努めるものとする。

⑤受託者は、残骨灰の搬出業務を行うに際し、搬出用収納袋又は納灰容器等を釧路市の指定する場所に用意し、提供するものとする。

⑥搬出作業時には、飛散の恐れがない密閉容器に残骨灰を収納し、運搬車両の荷台をシートで覆うなど飛散防止対策をしっかりと講じるとともに、運搬車両にも飛散防止装備を施すこと。

(2) 残骨灰の処理業務

①中間処理（残骨灰に含まれる残骨とその他の物との分別、無害化及び残骨の粉碎等を含めた一連の処理をいう。）を行う施設において、残骨灰に含まれる有害物質の処理に細心の注意を払ったうえで、無害化を図ること。

②上記の処理を行った後、残骨灰は法に基づき適切に処分すること。

③処理工程において、有害物質等が処理施設外に流出及び飛散しない対策を講じること。

④残骨灰の処理後における有害化学物質を含む混合灰等について、環境測定試験を実施し、その結果を書面にて速やかに釧路市に提出すること。

(3) 有価物（金、銀、プラチナ、パラジウム）の処理業務

中間処理の過程で分別される、有価物（金、銀、プラチナ、パラジウム）の含有が見込まれるものは精錬を行うこと。

(4) 供養に関する業務

①残骨灰の供養地及び最終埋蔵処分地については、自社所有地又は寺院等で供養埋葬の承認又は認証を受けた同一の場所に設定すること。

②中間処理後の残骨は最終埋蔵処分地に埋葬することとし、供養祭を実施し、実施結果を報告すること。

(5) 報告に関する業務

①受託者は、契約締結後速やかに、上記（１）から（４）までの業務について、一連の工程フロー・方法、従事予定人員、所要日数見込等を明示した業務実行計画書を提出すること。

②受託者は、上記（１）から（４）までの業務の完了後、次に掲げる事項について必要な書面、写真等を添付するなどして処理完了報告書を作成し、速やかに提出すること。

○残骨灰の搬出から埋葬までの一連の処理工程フロー・方法等を明示した書類

○対象施設からの搬出における状況写真

○残骨灰の処理施設への搬入、計量、中間処理工程までの状況写真

○中間処理及び最終処分が完了したことを証明する書類

○残骨灰に含まれる有害物質（重金属類）の分析結果書類

○有価物の精錬純度、重量を示す書類

○有価物の処理工程の状況写真

○供養地及び最終埋蔵処分地に係る案内書及び写真、慰霊関係書類（永代供養証明書の写し等）

○残骨を供養地及び最終埋蔵処分地に埋蔵した後、埋蔵日、供養及び埋葬作業の様子を記録した写真及び書類

6 処理数量

本業務で処理する残骨灰の数量は約 6 t とする。

7 実施調査

釧路市は受託者の業務履行状況の確認のため随時調査を行うことができるものとし、受託者は当該調査に協力しなければならない。

8 再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により釧路市の承諾を得なければならない。

9 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当するときは、釧路市は契約を解除することができる。
 - ① この仕様書に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないとき
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している等と認められるとき。
- (2) 上記（1）により契約を解除した場合において、釧路市に損害が生じた場合には、受託者が一切その責を負うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に関し、釧路市又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。
- (2) 暴対法第 9 条に規定される 27 の禁止行為を行ってはならない。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、受託者は釧路市契約規則及びその他の関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負わなければならない。
- (5) 本仕様書の定めのない事項及び内容に疑義が生じたときには、釧路市と受託者が協議のうえ対応するものとする。

《参考資料：火葬実績（令和５年度から令和７年度まで）》

1 昇雲台斎場

年度	火葬件数		死産児	胞衣産わい物	身体の一部	埋葬されていた人体
	12歳以上	12歳未満				
令和５年	2,857	6	37	1,100	8	0
令和６年	2,948	3	12	1,028	11	0
令和７年	2,941	3	26	855	34	0